

通称名の使用について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2022年6月21日)

通称名の使用を申請した場合に関して、以下の7点がお聞きしたいです。

- 1、通称名使用に関する要項のようなものは存在するのか
- 2、通称名使用を申請し承認された場合の影響範囲
- 3、通称名が使用できない文書はあるか
- 4、通称名使用申請承認後の文書は戸籍名でもらうことが可能か、もしくは併記は可能か
- 5、通称名の使用の中止はできるのか
- 6、通称名を使用した場合、通称名と戸籍名との認証は、申請者の責任で行わなくてはならないのか、もしくは通称名使用の学生(卒業、修了または退学をしたものを含む)から、京都大学の文書において通称名が認められている、又は認められていたことの証明の依頼があった場合、それを認めている旨を文書を交付してもらえるのか
- 7、そのほか、通称名を使用の申請をする前に事前に知っておくべき注意事項

よろしく申し上げます。

【回答】(回答日:2022年7月4日)

(回答部署:教育推進・学生支援部教務企画課)

お尋ねの件ですが、以下のように回答いたします。

- 1、通称名使用に関する要項のようなものは存在するのか
⇒要項のようなものは特にありませんので、所属学部・研究科等の教務担当掛に申し出てください。
※令和5年5月に新たに要項を定め、性の多様性を理由に学籍氏名として通称の使用を申し出る場合、証明書類の提出が不要となりました(性の多様性以外の理由による旧姓・通称の使用については、引き続き根拠資料の提出が必要ですので留意してください)。(2023年6月7日更新)
- 2、通称名使用を申請し承認された場合の影響範囲
⇒通称名の使用が認められると、学籍簿に記載される氏名を変更することになりますので、各種証明書や成績表、大学から送付する文書など、基本的には全範囲に影響します。

3、通称名が使用できない文書はあるか

⇒通称名の使用が認められると、学籍簿に記載される氏名を変更することになりますので、すべての文書が通称名で発行されます。

※法令等によって本名の使用が求められる文書等には本名を記載します。(2023年6月7日更新)

4、通称名使用申請承認後の文書は戸籍名でもらうことが可能か、もしくは併記は可能か

⇒学籍簿に記載される氏名を変更するので、文書による使い分けはできません。学位記についてのみ併記は可能です。

5、通称名の使用の中止はできるのか

⇒学籍簿に記載する氏名の再変更は想定されていません。学籍簿に記載する氏名は2.で回答したように、その影響範囲も多いことから、誰でも任意に変更できるものではなく、一定の条件を満たした場合に特別に認めているものです。

※令和5年5月に新たに要項を定め、通称等の使用の中止を申し出ることができるようになりました。(2023年6月7日更新)

6、通称名を使用した場合、通称名と戸籍名との認証は、申請者の責任で行わなくてはならないのか、もしくは通称名使用の学生(卒業、修了または退学をしたものを含む)から、京都大学の文書において通称名が認められている、又は認められていたことの証明の依頼があった場合、それを認めている旨を文書を交付してもらえるのか

⇒学籍簿の氏名を変更し、それが戸籍等に記載された氏名と異なることの証明については、申請者の責任によるものとしています。案件毎に状況、事情が異なるため、具体的な事象が発生した際には所属学部・研究科等の教務担当掛にお尋ねください。

※令和5年5月に新たに要項を定め、通称等の使用に関する証明書の発行が可能となりました。(2023年6月7日更新)

7、そのほか、通称名を使用の申請をする前に事前に知っておくべき注意事項

⇒学籍簿の氏名を通称氏名に変更することは、その影響範囲も大きいいため、申請する前に、所属の学部・研究科等の教務担当掛によく相談して、検討してください。